

所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額=利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得
不動産所得	地代、家賃、権利金など	総収入金額-必要経費=不動産所得の金額
事業所得	小売業、農業、医師、外交員報酬などから生じる所得	総収入金額-必要経費=事業所得の金額
給与所得	給与、賃金、賞与など	収入金額-給与所得控除額又は特定支出控除額=給与所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額-退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得	収入金額-必要経費-特別控除額=山林所得の金額
譲渡所得	土地などの財産や株などを売った場合に生じる所得	収入金額-資産の取得価格などの経費-特別控除額=譲渡所得の金額
一時所得	生命保険の満期金やふるさと納税の謝礼金などの一時的に生じる所得	収入金額-必要経費(支払った保険料など)-特別控除額=一時所得の金額
雑所得	①の年金雑、②の業務雑、③のその他雑からなる所得 <ul style="list-style-type: none"> ① 公的年金等の所得 ② 原稿料、講演料などの副収入による所得 ③ 個人年金など上記①・②以外の所得 	①+②+③=雑所得 <ul style="list-style-type: none"> ① 公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 ② 業務雑所得の収入金額-必要経費 ③ その他雑所得の収入金額-必要経費